

地域ブランド構築におけるコンサルティング等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、地域ブランド構築におけるコンサルティング等業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

地域ブランド構築におけるコンサルティング等業務

(2) 業務内容

別紙「地域ブランド構築におけるコンサルティング等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託料上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

3 実施スケジュール

内 容	予定時期	備 考
プロポーザル公募開始 質問書受付開始	令和5年4月 3日(月)	市ウェブサイト掲載
質問書の提出期限	令和5年4月12日(水)17時まで	電子メールで提出
質問に対する回答期日	令和5年4月14日(金)	市ウェブサイト掲載
参加表明書の提出期限	令和5年4月20日(木)17時まで	郵送又は持参で必着
企画提案書等の提出期限	令和5年4月28日(金)17時まで	郵送又は持参で必着
プレゼンテーション審査	令和5年5月11日(木) 予定	詳細は別途通知
選定結果通知	令和5年5月16日(火)以降	結果は別途通知
委託協議	令和5年5月下旬	
契約締結	令和5年5月下旬	

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO法人及びその他の法人又は法人以外の団体であり、委託事業を適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たすことを要件とする。なお、共同事業体で応募する場合

は、共同事業体の名称、代表企業、構成企業を掲載した協定書（任意様式）を参加表明書と一緒に提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 質問書【様式1】
- (2) 提出期限 令和5年4月12日（水）17時まで
- (3) 提出方法 質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、開封確認を付した電子メールにより「11 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和5年4月14日（金）までに、市ウェブサイトに掲載する。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 参加表明書【様式2】 1部
 - イ 会社の概要が分かる書類【任意様式】 1部
 - ウ 業務実績書【様式3】 1部※本業務と同種関連事業の実績を記載すること。
『同種』とは、マーケティングやコンサルティングなどを行い、地域ブランド構築に関する業務をいう。
- (2) 提出期限 令和5年4月20日（木）17時必着
※提出可能時間は、市役所閉庁日を除く平日の9時から17時までとする。
- (3) 提出方法 「11 担当部署」へ郵送又は持参すること。
※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。
※電子メールでの提出は不可とする。
- (4) 参加辞退 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに「11 担当部署」に電話連絡の上、参加辞退届【様式4】を郵送又は持参にて提出すること。
この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届【様式5】

イ 業務実施体制表【様式6】

ウ 企画提案書【任意様式】

※仕様書及び別紙評価基準に沿った内容とし、次の(I)～(VI)について記載すること。

(I) 新商品開発・既存商品等ブラッシュアップ

①複数事業者連携、対象商品の募集・選定に対する提案

②商品ブラッシュアップのための手法の提案

(II) フードツーリズム組成

フードツーリズム組成のための手法の提案

(III) テストマーケティング

①対象商品の募集・選定に対する提案

②テストマーケティング実施の手法の提案

(IV) 効果的な情報発信の取組み

(V) 意見交換会等の実施

①意見交換会等への参加募集・選定に対する提案

②意見交換会等の開催、運営、内容に関する提案

(VI) その他独自の提案

エ 業務スケジュール【任意様式】

オ 見積書【任意様式】

※仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(2) 提出期限 令和5年4月28日(金) 17時必着

※提出可能時間は、市役所開庁日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出方法 「11 担当部署」へ郵送又は持参すること。

※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

(4) 提出部数 ア 正本 1部

イ 副本 5部

(正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は副本もカラー印刷とする)

8 審査方法

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最も適格な事業者を選定するため、庁内に設置した「地域ブランド構築におけるコンサルティング等業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)によるプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションを対象に審査を実施する。なお、参加企業が1者の場合であっても実施する。

ア 日時・場所

令和5年5月12日(金)を予定 ※時間・場所等の詳細は、別途通知する。

イ 所要時間(企画提案者1者あたり)

(ア) 準備	5分	} 計45分
(イ) プレゼンテーション	20分	
(ウ) 質疑応答	20分	

ウ 実施方法

主たる担当者が中心となって、提出資料を用いてパワーポイント等によるプレゼンテーションを行い、審査員が質疑応答を行う。

エ 参加人数の制限

参加人数は、責任者を含め3名以内とする。

オ 受託候補者の選定

別紙評価基準に基づき審査を行い、評価点(各審査員の評価の平均点)が60点以上を得た者の中から、最も評価点が高い企画提案者を受託候補者とする。

(2) 受託候補者選定結果通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての企画提案者に対し、自己の結果のみを文書により、令和5年5月16日(火)以降に通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

9 受託候補者との協議及び契約締結

- (1) 受託候補者との契約にあたっては、企画提案書等に記載された項目に基づき、細部にわたり本市と協議し、仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。
- (3) 受託候補者と何らかの理由により契約を締結できなかった場合、次点者と契約交渉を行うこととする。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案数は1応募につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 本プロポーザルに係るすべての応募書類は返却しない。
- (6) 応募書類は、受託候補者選定のために使用するものとし、原則公開しない。
- (7) 応募書類は、企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (8) 応募書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。

- (9) 本市は、応募書類について宇部市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (10) 応募書類の不達及び遅配を原因とする企画提案者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。企画提案者においては、書留郵便を利用するなどの対策を講じること。
- (11) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - エ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 1 担当部署

宇部市 産業経済部 地域ブランド推進課
〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
電話：0836-34-8372
E-mail：rokuji@city.ube.yamaguchi.jp

(別紙)

**地域ブランド構築におけるコンサルティング等業務委託に係る
公募型プロポーザル 評価基準**

評価項目		評価の視点	配点
1 企業評価 (配点20点)			
遂行力	(1) 業務実績	業務を円滑かつ安定的に実施できる十分な同種業務実績を有しているか。	10
	(2) 業務実施体制	業務を適切かつ確実に実施できる体制であるか。	10
2 企画提案評価 (配点70点)			
能力	(1) 企画・運営	①業務の目的・コンセプトに合った企画・運営内容となっているか。	40
		②新商品開発・既存商品等のブラッシュアップについて効果的に実施できる内容となっているか。	
		③フードツーリズム組成、テストマーケティングの実施について適切な提案がされているか。	
		④効果的な情報発信の取り組みサポートについて、具体的な提案がされているか。	
	(2) 意見交換会等	市内関係者が前向きに意見を出しやすいよう、効果的な手法を用いているか。	5
(3) その他独自の提案、アピールポイント	「その他独自の提案」が示されており、内容は優れているか。	10	
対応力	関係者との連携、協力	市内関係事業者との連携、サポートに関する取組方針は優れているか。	10
計画性	業務スケジュール	業務を着実に進められるスケジュールであるか。	5
3 経費見積金額 (配点5点)			
効率性	費用対効果	見積額の積算が妥当で、費用対効果が見込めるか。	5
4 プレゼンテーション評価 (配点5点)			
企業姿勢	理解度・意欲	プレゼンテーションにおいて、業務の目的や使命を理解し、積極的に取り組む意欲・姿勢が伺えるか。	5
配点合計			100

注) 評価点は、各審査員の評価の平均点とする。